

＜広島大学グローバル博士フェローシップ制度による支援の概要＞

1. 支援内容・雇用条件

支援方法：研究員として雇用

支給額：時給 1,500 円、月 96 時間以内（最大月 144,000 円を支給）

支援期間：最大3年間（4 年制の博士課程は最大 4 年間）（標準修業年限内に限る）

研究費：支援期間中に限り年間最大 40 万円（半期 20 万円）の研究費を配分

その他の条件：

- ① 指導教員の指導のもと、広島大学において研究業務に従事すること。
- ② 本学の他の雇用（RA・TA 等）と重複しない勤務は可能。労働時間を明確に切り分けること。
- ③ 学業や研究によらない私用での一時帰国により日本国内に完全に不在となるなど、研究業務に従事しない期間は雇用を一時停止する。（給与は支給しない。）
- ④ 雇用の開始は日本に入国し、広島大学において研究業務に従事することが可能となった日とする。ただし、雇用手続きのため、雇用開始まで日数を要する場合があります。
- ⑤ 支給額は勤務状況により変動します。月 144,000 円の支給を保証するものではありません。また、支給額から所得税や社会保険料が控除されます。
- ⑥ 国による外国人留学生対象の新たな支援制度が創設された場合、本制度を終了する可能性があります。

2. フェローの義務

フェローは、支援を受けるにあたって、以下の①～⑦の義務を履行するものとします。

- ① 毎年度 1 年間の研究計画を策定し、研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
- ② 大学が実施する研究力向上等に関するプログラムに参加すること。（留学生向け日本語教育プログラムの受講は必須。）
- ③ 研究活動の状況を定期的に大学に報告すること。
- ④ 各種調査に協力すること。特に本学修了後 10 年間のキャリアに関する追跡調査に必ず協力すること。
- ⑤ 「広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則」に基づき、必要な研究倫理教育を確実に受講すること。
- ⑥ 大学が実施するキャリア開発等のための取組や HIRAKU-PF で案内する活動等に参画すること。特に「HU SPRING "3QUESTIONS" ～未来への 3 つの問い～」や「未来博士 3 分間コンペティション」にも積極的に参加すること。
- ⑦ ジョブ型研究インターンシップのアカウント登録を必ず行うこと。

3. フェローの取消

以下の①～⑧のいずれかに該当した場合は、フェローの採択を取り消し、雇用を終了する。

- ① その年の 1 月から 12 月までの間に一定の収入（年 240 万円以上）があることが判明した場合。その収入は、給与・役員報酬等の安定的な収入を指し、有給のインターンシップ、RA・TA、アルバイト等による収入は含まない。
- ② 日本学術振興会の特別研究員、創発的研究支援事業の RA、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、母国からの奨学金等の支援を受ける留学生となった場合。
- ③ 研究計画の遂行状況またはフェローの義務の履行状況が不十分と認められる場合。
- ④ 本人から辞退の申し出があった場合。

- ⑤ 休学した場合。ただし、出産・育児・疾病・留学等の場合は、雇用を一時中断して復帰後に再開するなど、状況に応じ個別に判断する。
- ⑥ 標準修業年限を超過した場合、退学した又は除籍となった場合。
- ⑦ 応募書類で重大な虚偽記載があった場合や、応募資格を満たしていないことが判明した場合。
- ⑧ その他大学が取り消すべき事由があると判断した場合。

4. 雇用の終了・研究費の返還

早期修了や支援の取消等により支援期間が短縮される場合、支援終了時点で雇用を終了する。また、原則、研究費についても、支援期間を短縮した月数に応じて按分した金額を返還すること。

5. その他

- (1) 研究活動に支障がない範囲で、TA、RA 等で給与を受給することや、アルバイトを行うことは可能。
- (2) フェローに採択された方は、本学のホームページでその氏名を公表します。
- (3) 応募書類に記載されている個人情報、ならびに必要なに応じ所属研究科より提供のあった個人情報は、各種選考および受入れ準備、教育・研究指導等の目的においてのみ利用します。